

Ⅳ：パラスポーツを運営している団体又はパラスポーツ等 への支援・普及・啓発等の活動に関する助成募集要項

公益財団法人 清心内海塾

1. 趣旨

障がい者がスポーツを通じて心身共に元気になり、充実した社会生活・職業生活を維持・向上できることを願って、パラスポーツ等への支援・普及・啓発等の活動に貢献する団体に対して、助成金を交付します。

2. 助成の対象及び期間

パラスポーツを運営している団体

パラスポーツ等への支援・普及・啓発等の活動に貢献する団体

令和3年8月～令和4年3月

3. 助成の内容等

パラスポーツの運営に関わる費用及びパラスポーツ等への支援・普及・啓発等のためのパラスポーツ事業の実施等に関わる費用の一部を助成します。

例えば

- パラスポーツの運営に関わる費用など
- パラスポーツ等への支援・普及・啓発等の活動に関わる費用など
- 施設使用料、施設整備費、備品費、消耗品費など
- 謝金（パラスポーツ指導・ボランティアなどの補助含む）
- その他

4. 申請手続等

(1) 所定の申請書に記入の上、期日までに当財団法人までFAX又はメールにて送付願います。当財団法人にて選考を行います。

(2) 申請書は当財団法人のホームページからダウンロードできます。

5. 募集期間

令和3年6月18日から令和3年7月9日まで

6. 選考方法

申請書を当財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) 当財団法人の目的と合致するもの

- (4) 助成の効果が継続的であること
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

7. 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体にFAX又はメールで連絡するとともに、選考された団体に対しては、助成金を振り込みます。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

8. 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

9. 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当財団法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあつては希望する招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、当財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。当財団法人のホームページに助成対象事業の記事や写真を掲載させていただく場合があります。
- (5) 助成の進捗については、別に定める様式に従った報告書を2度ご提出いただきます。中間報告を令和3年12月末までに、完了報告を令和4年3月末までにご提出ください。不適切な用途があった場合は助成金の返還を求めます。

以上

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 (担当：小田)

〒144-0043 東京都大田区羽田5丁目3番1号 スカイプラザオフィス10階

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail u-info@s-utsumijuku.or.jp ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>